

# 医療法人いちえ会 介護老人保健施設せんけい苑訪問リハビリテーション重要事項説明書

令和6年6月1日 時点

## 1. 事業者及び事業所の概要

### (1) 事業の名称、所在地等

事業主体名	医療法人 いちえ会
法人種類	医療法人
所在地	徳島県徳島市徳島町2丁目54番地
代表者名	理事長 藤田葉子
開設年月日	平成元年 10月15日
目的	医療法人いちえ会は病院、診療所及び介護老人保健施設を経営し、科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある高齢者に対し看護、医療的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

### (2) 事業所 概要

事業所名	医療法人いちえ会 介護老人保健施設せんけい苑 訪問リハビリテーション
所在地	兵庫県洲本市桑間字太田495-1
電話番号	0799-26-0780
介護保険事業所番号	2871501173
事業の目的	利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。
事業内容	<p>&lt;訪問・介護予防訪問リハビリテーション事業&gt;</p> <p>通院困難な方のご家庭に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「職員」という。）を派遣し、機能回復や生活の改善を図るだけでなく、基本的な動作練習や歩行練習（屋内・外）、排泄・入浴・更衣・食事動作などの日常生活を改善するためのリハビリテーションを提供する。また、社会生活を送る上で必要となる福祉用具の選定や住宅改修、環境調整及び本人、家族への生活、介助方法の指導についても行います。かかりつけ医や介護支援専門員、各種サービス・事業所と連携し、利用者が慣れた自宅で安心して生活が送れるように支援する。</p>
事業実施地域	洲本市・淡路市・南あわじ市 ※左記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (3) 同事業所の職員体制

職名	人数	業務内容
管理者	1名	事業の運営及び職員の統括全般業務
医師	1名以上	計画的な医学的管理、リハビリテーションの指示等
作業療法士 または理学療法士 または言語聴覚士	1名以上	医師の指示に基づき、訪問リハビリテーション計画を作成 リハビリテーションを提供

#### (4) 営業日、営業時間

営業日	月曜 ～ 土曜日
休み	日曜 ※別で事業者が指定する日
営業時間	8時30分 ～ 17時30分

#### 2. リハビリテーション計画の作成、内容の変更について

- (1) 計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、職員は訪問リハビリテーション計画を作成し、利用者及びその家族に説明し、同意を得たうえで計画書を交付する。
- (2) 利用者はいつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からサービス内容の変更に関する申し出があった場合、目的に反するなど変更を拒否する正当な理由がない限り、サービスの内容を変更するものとする。
- (3) 事業所の都合等で当初予定されていた日時の変更が必要な場合、利用者との合意をもって変更することを可能とする。その場合、担当ケアマネージャーには電話もしくは実績をもって報告することとする。

#### 3. サービス提供者実施記録の作成について

- (1) 職員はサービス実施記録を作成し、この契約の終了後5年間保管します。
- (2) 利用者は、事業所の営業時間内に当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧および複写物の交付を受けることができます。

#### 4. 利用料

- (1) 訪問リハビリテーション提供の対価として利用者が負担する利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。基本報酬及び算定している加算に係る自己負担額を下記、表①「利用料金表」に示す。ただし、介護認定区分ごとに定められている区分支給限度基準額を超過した部分のサービスについては全額自己負担となります。

<表① 利用料金表>

項 目	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費および（1回20分あたり）	308 円/回	616 円/回	924 円/回
介護予防リハビリテーション費（1回20分あたり）	298 円/回	596 円/回	894 円/回
サービス提供体制強化加算 I	6 円/回	12 円/回	18 円/回
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	180 円/月	360 円/月	540 円/月

リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	213 円/月	426 円/月	639 円/月
医師が利用者又はその家族に説明した場合 上記（イ）（ロ）に加えて算定	270 円/月	540 円/月	810 円/月
短期集中リハビリテーション加算 ※退院（所）日または要介護認定日から3ヶ月以内	200 円/日	400 円/日	600 円/日
退院時共同指導加算	600 円/回	1200 円/回	1800 円/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院（所）日または要介護認定日から3ヶ月以内	240 円/回	480 円/回	720 円/回

- (2) お支払い方法：サービス提供の翌月10日以降に事業所受付にて支払い、銀行振込又は職員による集金とする。（振込先は請求書に記載）
- (3) 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができる。
- (4) 介護保険法が改定された場合、改定内容に合わせて重要事項説明書内、表①「利用料金表」を変更し、利用者の同意を得ることで変更する。
- (5) 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、解約することができ、合わせてサービスを中止することができる。

#### 6. サービス日の変更及びサービスの中止について

- (1) 利用者は、事業者に対して、医師の指示により訪問リハビリテーションの必要性がないと判断された場合、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。
- (2) 事業者は利用者に対して、医師の指示により訪問リハビリテーションの必要性がないと判断された場合、料金を負担することなくサービス利用の中止を提示することができる。
- (3) 災害時及び感染発生等により、サービス日の変更及びサービスの中止の必要がある場合は利用者、事業者双方の同意により変更・中止とする。

#### 7.利用者からの契約解除

- (1) 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、を解約することができる。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知をもって解約することができる。
- (2) 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちに解約することができる。
- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ②事業者が守秘義務に反した場合
  - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

#### 8. 事業者からの契約解除

次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①利用者のサービス料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、支払いの催促を行うも10日以内に支払いが

確認されない場合

- ②利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ③職員に対して暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為や、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなど職員が強く不快を感じる行為があり、再三注意したにもかかわらず改善がみられない場合

<具体例>

暴言：怒鳴る、奇声、大声を発する、威圧的にまくしたてるように話をする等  
暴力：物を投げる、刃物を向ける、服を引っ張る等  
ハラスメント：従業者の身を触る、手を握る等

## 9. 契約の終了

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に一時中断又は終了します。

- ①利用者が介護保険施設に入所又は入院した場合
- ②利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ③利用者が死亡した場合

## 10. 守秘義務

職員に対して、職員である期間及び、職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員等が本規律に反した場合、違約金を求めるものとする。

## 11. 個人情報の保護

従業者は個人情報保護法に基づき、利用者又は家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や第三者への情報提供には、利用者もしくは家族の個人情報を用いないこととする。

## 12. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 13. 緊急時の対応

事業者は、現に訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡をとる等必要な措置を講ずる。

## 15. 裁判管轄について

利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

## 16. 事故発生時の対応

- ① 訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合、かかりつけ医に連絡する等、必要な処置を講じた後、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う。
- ② 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
- ③ 訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を講ずる。

## 17. 自然災害発生におけるサービスの対応

風水害によるサービスの中止・開始時間の延期については下記想定されるときに検討を行い、決定した時点で利用者に対して報告を行い、必要に応じてサービス提供時間又は代替日の調整等を行う。

### ※中止の判断

- ・サービス提供地域に大雨特別警報発令中の場合（予想されるとき）
- ・サービス提供地域の河川に氾濫危険情報が発令中の場合（予想されるとき）
- ・サービス提供地域に大雨・洪水・土砂警報が3つ同時に発令中の場合（予想されるとき）
- ・上記以外でサービス提供場に向かう際に身の危険を感じるような天候の場合

### ※開始の遅延

- ・サービス予定時間後の天候状況回復により、提供が可能と判断された場合

## 18. 感染発生時のサービス対応

利用者及び職員に新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染が認められた場合、中止又は日時の変更等を決定し連絡いたします。

19. 当事業所ご利用のお客様相談、苦情担当

相 談 窓 口

- ・介護老人保健施設 せんけい苑訪問リハビリテーション

兵庫県洲本市桑間字太田495-1

電話番号：0799-26-0780

受付時間：8時30分 ～ 17時30分（日曜・祝日を除く）

担 当：林 信美

行 政 相 談 窓 口

- ・淡路市役所 健康福祉部 長寿介護課

兵庫県淡路市生穂新島8番地

電話番号：0799-64-2511

受付時間：午前8時30分 ～ 午後5時15分（土・日曜・祝日を除く）

- ・淡路市地域包括支援センター（淡路市役所内）

兵庫県淡路市生穂新島8番地

電話番号：0799-64-2145

受付時間：午前8時30分 ～ 午後5時15分（土・日曜・祝日を除く）

- ・洲本市役所 健康福祉部 介護福祉課

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電話番号：0799-22-9333

受付時間：午前8時30分 ～ 午後5時15分（土・日曜・祝日を除く）

- ・洲本市地域包括支援センター

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電話番号：0799-26-3120

受付時間：午前8時30分 ～ 午後5時15分（土・日曜・祝日を除く）

- ・南あわじ市役所 市民福祉部 長寿・保険課

兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

電話番号：0799-43-5217

受付時間：午前8時30分 ～ 午後5時15分（土・日曜・祝日を除く）

- ・南あわじ市地域包括支援センター

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電話番号：0799-43-5237

受付時間：午前8時30分 ～ 午後5時15分（土・日曜・祝日を除く）

訪問リハビリテーションを利用するにあたり、上記重要事項説明書の内容に関して担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意致します。

説明日 令和 年 月 日

( 説明者 職名: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_ )

<利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

<保証人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

<身元引受人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

< 請求書・明細書の送付先 >

氏名	(続柄 )
住所	
電話番号	

< 緊急連絡先 >

氏名	(続柄 )
住所	
電話番号	

## サービス担当者会議及び担当事業者等への

### 個人情報提供に関する同意書

介護保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営む事ができるよう適切な保健医療サービス、福祉サービスが総合的且つ効率的に提供されるようサービス担当者会議及び担当事業者、緊急時等情報提供が必要と認める者等へ個人情報提供をすることに同意します。

令和            年            月            日

利用者 \_\_\_\_\_ 印

ご家族（続柄 \_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_ 印

署名代行人 \_\_\_\_\_ 印

当事業者は、利用者及び利用者のご家族の個人情報を、上記の目的以外に正当な理由なくして第三者に漏らしません。

事業者

兵庫県洲本市桑間字太田495-1

医療法人 いちえ会

理事長 藤田 葉子            印